

医療法人せいふう会 宇治脳卒中リハビリテーション病院
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）等の依頼を受け、その心身の状態、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、要介護及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態等となることの予防に資するよう、計画的に行う。

- 2 自ら提供する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供または利用者やその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言等を行う。
- 4 指導の提供に当たっては、利用者やその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者やその家族に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導または助言を行う。
- 5 指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合または居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画等の作成、提供等に必要な情報提供または助言を行う。
- 6 医師は指導内容等の要点を診療録に記載する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 医療機関名 医療法人せいふう会 宇治脳卒中リハビリテーション病院
- 二 所在地 京都府宇治市大久保町井ノ尻43番1

(事業の内容)

第4条 医師による療養管理指導とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1名以上
医師は、訪問診療及び指定居宅療養管理指導・指定介護予防居宅療養管理指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日～金曜日までとする。
- 二 営業時間 午前9時～午後4時までとする。ただし、一時的な変更を含む。
国民の祝日、12月30日～1月3日を除く。

(利用料等)

第7条 指導を実施した利用者については、介護報酬告示上の額に応じた利用者負担金を徴収する。なお、法定代理受領分以外の場合は介護報酬相当額を徴収する。

2 医師による指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る交通費は、片道5km未満200円（以降5km増加毎に200円）とする。なお、同時に実施した医療保険の訪問診療等により利用者から交通費を徴収する場合もこの取扱いとするが、併せて徴収せず、いずれか一方により徴収する。

また、医師の訪問診療等を行う生活保護世帯については各市町村が定める生活保護の交通費の取扱いにより適用し、上記の取扱いは行わない。

3 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、宇治市、城陽市、久御山町とする。

(衛生管理)

第9条 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第10条 指導に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を下表の通り設置するとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課	ア 受付時間：平日8時30分から12時00分 13時00分から17時15分 イ 電話番号：075-354-9090
宇治市役所健康長寿部 介護保険課	ア 受付時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 8時30分から17時15分 イ 電話番号：0774-22-3141
城陽市役所福祉保健部 高齢介護課介護認定係	ア 受付時間：平日8時30分から17時15分 イ 電話番号：0774-56-4037
久御山町役場民生部 福祉課高齢介護障がい係	ア 受付時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 8時30分から17時15分 イ 電話番号：075-631-9902、0774-45-3902
当事業所相談窓口	ア 受付時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 8時30分から17時15分 イ 電話番号：0774-48-2110（代）

- 2 事業所は、指導の提供に係る利用者からの苦情に対して苦情・相談マニュアルに沿って迅速に対応する。
- 3 事業所は、指導の提供に関して介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、指導の提供に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密の保持)

第11条 職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 利用者の個人情報の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令を遵守する。

(感染対策)

第12条 感染対策強化として、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね1月に1回以上の委員会を開催する。

- 2 感染の予防および蔓延防止の為に指針を設備し、研修および訓練を実施する。

(業務継続計画)

第13条 業務継続に向けた取り組みの強化として、事業所はサービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続計画（BCP）を策定する。

- 2 研修および訓練は共に1年に1回以上実施する。

(身体的拘束等の最小化)

第14条 身体的拘束等の最小化を図るため、従業者は緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 身体抑制最小化のための職員教育として、研修を1年に1回以上実施する。

(虐待防止)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者を選定する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 利用者の人権擁護・虐待防止等のため、当法人の虐待防止委員会に属し、委員会を定期的に開催する。
 - 四 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を1年に1回以上実施する。
 - 五 その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
- 2 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思

われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(ハラスメント対策)

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 医療機関の医師及びその他の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。

- 2 指導を求められた場合、止むを得ない事情により指導の実施が困難な場合は、連携医療機関を紹介する等必要な対応を行う。
- 3 指導実施の際、万が一、事故が生じた場合は、各医療機関が契約している医師賠償責任保険等により対応し、賠償する。
- 4 その他、指導に当たっては「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等を遵守して取り扱う。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人せいふう会と病院管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から策定する。

令和6年4月1日から法人名変更に伴い改訂施行する。

令和6年7月1日から改訂施行する。

令和7年2月1日から病院名変更に伴い改訂施行する。